

新潟市委託事務の執行に関する要綱

改正：平成26年1月14日

（目的）

第1条 この要綱は、本市の事務事業を委託により執行する場合の、適否の判断基準及び契約事務手続き等に関し必要な事項を定めることにより、委託事務の適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「委託」とは、本市がその事務事業の処理を外部に委ねるもので、本市と相手方との信頼関係を基本とし、相手方の責任において行わせるもの（地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づくものを除く。）をいう。

（一般的基準）

第3条 事務事業を委託により執行する際の一般的基準は次のとおりとする。

- （1）法令に適合していること
- （2）公共性が損なわれないものであること
- （3）行政責任が確保できること
- （4）市民サービスが確保できること
- （5）経済性・効率性が期待できるものであること
- （6）保有個人情報保護を図ることができるものであること

（委託の類型等）

第4条 委託による事務事業は、その業務の性質により別表に掲げる類型に区分するものとする。委託に際しては前条に掲げる一般的基準のほか、別表に掲げる類型別基準及び留意点について十分検討しなければならない。

（他の契約との区分）

第4条の2 事務事業の目的、性質等から判断して、工事、製造その他の請負契約又は物品購入契約として処理すべきものは、それぞれの契約により適正に執行するものとする。

（予定価格の設定）

第5条 予定価格の設定に際しては、あらかじめ的確な価格を算定しておくものとする。なお、必要に応じ予定価格の事前公表や最低制限価格の設定を行うものとする。

(委託先の選定対象)

第6条 委託先の選定対象は、原則として本市の入札参加資格者名簿に登載されている者の中から、知識・技術・信用・実績等を総合的に勘案し選定するものとする。

(競争入札)

第7条 委託先の選定方法は、競争入札を原則とし、入札に際しては、競争性・公平性・透明性を確保しつつ、中小企業者の育成に配慮するとともに市内業者を優先するものとする。

(随意契約)

第8条 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合は、前条によらず随意契約により行うことができる。なお、競争によらず特定の相手方と契約を結ぶことは同令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する場合に限り行うことができる。

(総合的な評価による契約方式)

第8条の2 業務の内容・性質により、委託費用のほか、資力・信用・実績等も加味し必要により当該事業の実施計画を提示させるなど、総合的な評価により委託の相手方を決定することができる。

(契約の時期)

第9条 委託契約は、会計年度独立の原則に則り行うものとする。ただし、業務の継続性等により新年度開始後速やかに契約を締結する必要があるものは、新年度予算の議会提案後に限り、その準備行為を行うことができる。

(長期継続契約)

第9条の2 翌年度以降にわたり役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもので、かつ、新潟市長期継続契約とする契約を定める条例に該当するものは、長期継続契約とすることができる。

(委託契約条項)

第10条 委託契約書には新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第31条第1項の規定に基づき、業務の性質に応じ必要な事項を的確に記載しなければならない。

(委託の管理)

第11条 委託に際しては、必要に応じ相手方から実施計画書を提出させるほか、実施過程においても中間報告を徴するなど、委託事務事業の適正な執行に留意しなければならない。

(委託の検査)

第12条 主管課は、委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを確認するため、必要な検査を行わなければならない。

2 前項の検査は、契約書、仕様書その他関係書類等に基づき、当該事務事業の類型ごとに、第4条に規定する留意点に注意し、公正かつ的確に行わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

この要綱は、平成16年12月7日から施行する。

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

この要綱は、平成26年1月14日から施行する。

別表

類型	業務の性質	事務事業の例示	類型別基準	類型別留意点
I	定型的・反復的な業務で外部の技能を活用するもの	庁舎等清掃, 警備, 設備の保守点検, 電話交換, 樹木管理, 害虫駆除, 料金収納等	経済的効果・事務処理の効率化が期待できること。行政責任を確保し, 市民サービスが低下しないもの。	仕様を明確にし, 処理の確実性を確保すること。 保有個人情報の保護を図ることができるものであること。
II	外部の専門的知識・技術・情報等を活用するもの	調査研究, 測量, 設計, 検診, 広告, 編集, イベント実施等	市の有する知識・技術・情報だけでは目的を達成できないこと。直営で行うよりも効果的な成果が期待できること。	できるだけ委託先との共同体制をとり, 職員の専門的知識・技術等の蓄積を図ること。 保有個人情報の保護を図ることができるものであること。
III	市民生活に密着した業務で, 市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指すもの	市民利用施設の管理運営, 市民文化・スポーツ事業の実施, 地域福祉サービス等	市民意識の高揚に役立つこと。適切な委託先があること。	委託先の自主性を尊重するとともに, 公平な市民サービスを確保すること。 保有個人情報の保護を図ることができるものであること。